

相模原市業務委託最低制限価格取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が発注する業務の委託に関する契約に係る入札を執行するに当たり、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の10第2項(施行令第167条の13の規定により準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により最低制限価格を設けるときの取扱いについて定めるものとする。

(対象)

第2条 この要領において最低制限価格を設ける入札は、業務の委託に関する契約に係る入札のうち、相模原市公契約条例(平成23年相模原市条例29号)第6条第2号に規定する対象業務委託契約等(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第26条第1項に規定する労働者派遣契約を除く。以下「対象業務委託契約等」という。)に係る入札とする。

2 前項の規定にかかわらず、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける契約に係る入札については、最低制限価格を設けない。

(予定価格)

第3条 最低制限価格を設ける入札において予定価格を算定する場合は、予定価格の算定の基礎となる次に掲げる費目ごとに額をあらかじめ定めるものとする。この場合における費目は、国土交通省が定める建築保全業務積算基準の例による。

(1) 直接人件費

(2) 直接物品費

(3) 業務管理費

(4) 一般管理費等

(見積書への費目の記載)

第4条 予定価格の算定の基礎となる見積書を徴する場合は、前条各号に掲げる費目に基づく積算の内訳を求めるとともに、直接人件費について、当該業務に従事する労働者の人数及び時間等の算定の根拠を明らかにするものとする。

(最低制限価格の算定等)

第5条 最低制限価格は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 直接人件費の額に 1 0 0 分の 8 5 を乗じて得た額(円未満切捨て)又は発注しようとする年度において対象業務委託等に係る労働報酬下限額に基づき算定された額のいずれか高い方の額

(2) 直接物品費、業務管理費及び一般管理費等を合計した額に 1 0 0 分の 7 0 を乗じて得た額(円未満切捨て)

(最低制限価格の記載)

第 6 条 最低制限価格を設けたときは、当該最低制限価格を予定価格調書に記載するものとする。

(入札参加者への通知)

第 7 条 最低制限価格を設けるときは、一般競争入札の公告又は指名競争入札の参加者の指名に係る通知において、その旨を明記するものとする。

(入札の執行)

第 8 条 開札の結果、最低制限価格を下回る入札が行われたときは、入札執行者は、入札者に対して、施行令第 1 6 7 条の 1 0 第 2 項の規定により、当該入札をした者を落札者とししないものとする。

2 前項の場合において、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者が存在するときは、入札執行者は、この者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

3 第 1 項の場合において、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者が存在しないときは、入札執行者は、再度入札をすることができるものとする。この場合、最低制限価格を下回る入札をした者については、再度入札に参加させないものとする。

附 則

1 この要領は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要領の施行日前に公告(指名競争入札の場合は通知)した入札については、なお従前の例による。

附 則

1 この要領は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要領の施行日前に公告(指名競争入札の場合は通知)した入札については、なお従前の例による。